

長江家旧蔵資料の紹介（2）
——建築文書——

佐藤弘隆(愛知大学地域政策学部)

E-mail hrtk31@vega.aichi-u.ac.jp

高木良枝(長江家住宅)

1. 建築文書の概要

京都市下京区新町通仏光寺上る船鉾町の長江家住宅には、住居や商売、家族、町内などに関する様々な文書資料が残されている。本稿は、立命館大学 ARC に寄贈された長江家旧蔵の文書群のうち、土地所有や建物普請などに関連する建築文書について紹介する。

長江家住宅の建物が京都市の有形文化財に指定された 2005 年、建築日誌や図面など 9 点も文化財附資料として指定されている¹⁾。これらは、明治時代の京町家の普請行程を知るうえで貴重な資料であり、建物を継承した(株)フージャースホールディングスが現在所有している。附資料は、ARC への寄贈分に含まれないが、その他の建築文書も土地・建物の来歴を知るうえで欠かせない資料である。なお、ARC の文化資源ポータルデータベースには、文化財附資料と寄贈を受けた建築関連文書が登録されており、2024 年 3 月時点で 243 件のアーカイブ画像が閲覧できる。

2. 江戸時代の沽券状の写し

長江家住宅の建築関連文書のうち、最古の記録は、明和 4(1767)年の「家屋舗之事」(ngeA08-004)と、天明 4(1784)年²⁾、寛政 5(1793)年、文化 9(1812)年、文政 5(1822)年の「永代売渡申家屋舗之事」(順に ngeA08-007・002・001・003)である(表 1)。これらは、長江家の祖先である三代目・大坂屋伊助が文政 5 年に現在の北棟にあたる土地・家屋を取得した際、当時町内で管理されていた沽券帳を写したものだと考えられる。

図 1 の「家屋敷之事」は、旧沽券状の廃止に伴い、洛中洛外の全町家を対象に実施された明和 4 年の沽券改めによって作成された新沽券状の写しである。丸山(2010)によると、各町内で下記の雛形に従って新沽券状が作成され、関係者による連印のうえ、雑色や町代を通じて町奉行所に提出された³⁾。そして町奉行所から確認の割印を受けた新沽券状は、町役人を通じて町内に戻されると、その後会所で管理され、売買や譲渡などの変更があれば、新たな沽券状が作成された。残念ながら、船鉾町の町会所には、このような沽券帳は残っていないが、文政 5 年に三代目・伊助によって写された 5 枚が、長江家に残されていた。

図 1 では、「新町通南袋屋町西側」の「北隣 家城皓賢」、「南隣 升屋妙諦」という位置情報と、「表口 式間四尺式寸」と「裏行 拾三間式尺三寸」という土地の規模によって、当該の「家屋敷」が特定されている。この持主は「家城皓賢」という人物であり、22 年前の延享 2(1745)年に父・家城忠隣から譲り受けた家屋及び土地

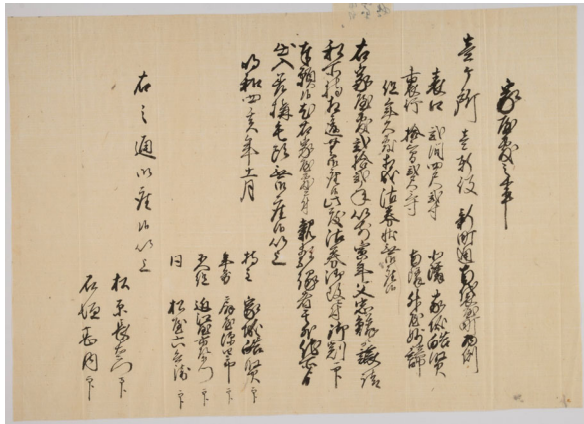


図 1 「家屋舗之事」(ngeA08-004)

表 1 沽券状に見る関係者の一覧

年	北隣	南隣	持主・売主	年寄	五人組	吹挙人	売請人	買主	町代
明和4年	家城皓賢	升屋妙諦	家城皓賢	扇屋源四郎	近江屋市左衛門 松屋六兵衛				松原長右衛門 石垣甚内
天明4年	家城皓賢	升屋妙諦	家城皓賢			大坂屋宇兵衛	楽○屋七左衛門 (錦小路新町東入)	年寄源四郎 町中	松原幸助 石垣甚内
寛政5年	伊豆元岱	紅屋彦次郎	町中	近江屋市左衛門	伊賀屋清兵衛 井筒屋平左衛門	山形屋六兵衛		近江屋伊助	松原政五郎 田内彦助
文化9年	近江屋利右衛門	淀屋藤右衛門	近江屋伊助	山形屋儀八	淀屋藤右衛門 近江屋喜助	近江屋利右衛門	津国屋次右衛門 (佛光寺新町東入)	菱屋宗七	松原政五郎 田内与助
文政5年	近江屋利右衛門	淀屋藤右衛門	菱屋宗七	近江屋市左衛門	山形屋儀八 近江屋利右衛門	山形屋五兵衛	菱屋権兵衛 (西洞院四条下ル)	大坂屋伊助	

であることが説明されている。南袋屋町(現・船鉾町の南半分)の年寄の「扇屋源四郎」と五人組の「近江屋市左衛門」と「松屋六兵衛」の連印に加え、町代⁴⁾の「松原長右衛門」と「石垣甚内」の連印によって本沽券の正当性が証明された。

ちなみに家城皓賢は、船鉾町文書⁵⁾『船鉾由緒之記』(宝暦10年)の作者であり、父・忠隣の事蹟を継いで船鉾の御神体人形(神功皇后)とその御神面の由緒を書き記した人物である。彼ら親子は江戸時代中期の船鉾を支えた中心的な人物であったと考えられ、長江家の「地主先祖」⁶⁾としてだけではなく、船鉾町においても重要な人物である。

天明4年、家城皓賢は、当該の家屋敷を「銀貳貫五百目」で町中に売却した。買い手が決まらない場合、このように町内の家屋敷を「町中持」とする事例は、近世においてよく見られる。その後、寛政5年に「銀七百五拾目」で「近江屋伊助」へ、文化9年に「銀三貫目」で「菱屋宗七」へと比較的短期間で売買が繰り返され、文政5年に「銀三貫目」で「大坂屋伊助」、すなわち長江家の所有となった。

記載されていない場合も一部にあるが、基本的には町内からの「吹挙人」(推薦)と近隣の町に居住する「売請人」(保証)の連印も必要であったようだ。他町の事例だが、室町通蛸薬師東入る橋弁慶町の『町儀定例控』(嘉永7年)には、家屋敷を他所の者に譲る際には「町中念入吟味可士候」とあり、入居者の職業や請人の居住範囲も定められていた⁷⁾。下京の山町や鉾町において、家屋敷を取得することは、町中から一定の信頼を得た者でなければ難しかったと推測される。

文政5年の沽券状に町代の名前と押印が無い理由は、町代に提出する前の沽券状を控えとして写したものであるためだと考えられる。大坂屋伊助は、自身の沽券状を作成すると同時に、以前の沽券を写すことで、家屋敷の来歴を子孫に伝え、家系上の先祖と共に「地主先祖」をも丁重に祀ろうとしたのであろう。

3. 明治時代前期における土地・家屋の拡大

幕末における元治の大火によって、長江家は被災し、慶応4(1868)年に現在の主屋北棟が再建された。そのための出費を記録した文書が「茶染通」(ngeA02-002)である。

明治3(1870)年、京都府は洛中の町家の対する軒役改正を行い、間口3間を1軒役と明治3(1870)年、京都府は洛中の町家の対する軒役改正を行い、間口3間を1軒役と厳密に設定した。図2の「券状」(ngeA08-006)は、それに伴って、新たに作成された沽券状である。当時の家屋敷の持ち主は、5代目の「長江伊助」である。「北隣 中川利助」と「南隣 塚本藤右衛門」に挟まれた「九分役」の家屋敷の規模は、表口2間5尺3寸、裏行13間2尺3寸となっており、文政5年の頃よりも間口がやや拡大している。これは、「地面間数家建普

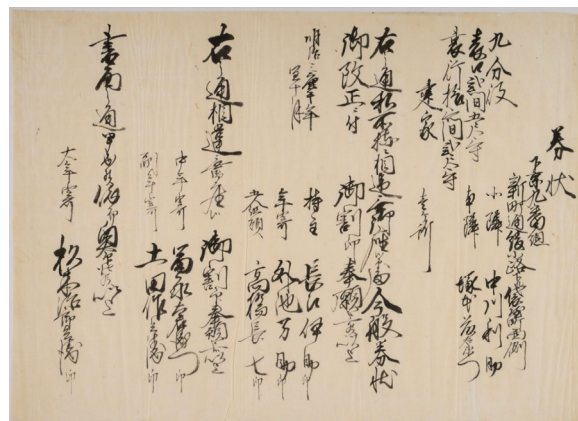


図2 「券状」(ngeA08-006)

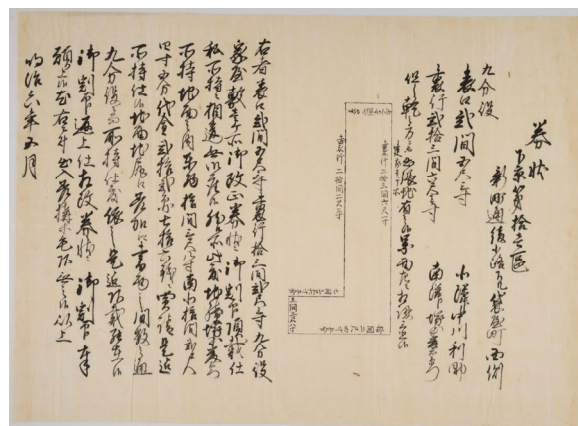


図3 「券状」(ngeA08-014)

請諸事」(附資料:ngeA08-006)によると、主屋の再建時に南隣から表口1尺1寸の土地を買い取ったためだという。

この券状に記された関係者を確認すると、まず袋屋町(南北合併)の年寄「外池万助」と五人組頭「高橋長七」が並んでおり、近世までの町役人の権限が踏襲されていることが分かる。続いて、「中年寄 富永太郎右衛門」と「福年寄 土田作兵衛」、そして最後に「大年寄 杉本次郎兵衛」が並んでいる。明治元(1868)年の町組改正では、従来の町組が解体され、新たに番組が編成された。中年寄と副年寄は、15~30程度の個別町をまとめ、大年寄が下京の各番組を下大組としてまとめた⁸⁾。

図3は、明治6(1873)年に北隣の裏側の東西7間3尺6寸5分、南北3間3尺3寸分の土地を買い受け、既存の土地に加えた更新された「券状」(ngeA08-014)である。これによって、長江家の土地はかぎ型の形状に拡大した。この時、番組は区に改称されていた。それに伴い、中年寄と副年寄は区長と副区長に、大年寄も総区長と改称され、個別町には町年寄に代わる戸長が置かれた⁹⁾。券状の連印にもその変化が反映されている。

こうして拡大した土地に建物がどのように配置されたのか。それを示すものとして、「家券」(ngeA08-004)が

残されている。近世の沽券状は、基本的に家屋と土地の所有を共に証明するものであったが、明治 6(1873)年の地租改正によって発行された「地券」(ngeA08-017)は土地の権利を示すのみであった。そのため、京都府では、家屋に対しても同様の役割を果たす家券を発行した¹⁰⁾。

文政以来の長江家の土地は、袋屋町 424 番地となり、その家券には二階建ての「家作」(間口 2 間 5 尺三寸、奥行六間半、建坪 7 坪 8 号)と「物置壺箇所」(建坪 8 号)、「土蔵壺箇所」(建坪 5 坪)といった 3 つの建物(総計 23 坪 6 号)が記載され、その価格は 215 円であった。

この家券が発行された明治 8(1875)年当時の所有者は、前年に没した五代目・伊助の妻「長江はる」であり、息子の伊三郎(6 代目)が相続するまで家業を含め、長江家を支えた。そして、家券に記載された土蔵も「長江おはる」の名義で同年に購入したものであり、烏丸五条近くの横諏訪町の「依田ゑい」から 80 円で譲り受けた。これに関する「普請造営記」は、附資料である。

その後、6 代目・伊三郎の時代に、商売の拡大に伴い、土蔵を奥に下げ、空いたスペースに離座敷を新築した記録として「手伝方請負ニ対スル実際人足之記憶」(ngeA03-017)・「新築及び修繕の記」(ngeA03-007)や、水回りの整備に関わる「上下雪隠郎カ湯殿普請控」(ngeA06-011)・「上雪隠廊下下雪隠湯殿木寄積書」(ngeA06-017)がある。

4. 明治時代後期の主屋南棟の普請

法務局の旧土地台帳によると、6 代目・伊三郎は、明治 35(1902)年 9 月に南隣の土地を岩間重吉から購入している。当初は、既存の建物を改修して、「南店」として利用したようで、「南店工事記」(ngeA09-001)には、その工事に関わる出費が、大工・左官・手伝・石工の出勤人数や購入した資材と共に表の形で記録されている。

明治 39(1906)年 12 月には、「表家及玄関並南高塀明細見積書」(ngeA09-002)や「離座敷式ヶ所及旧宅境界高塀共明細見積書」(ngeA09-005)、「本家及上便所並風呂場明細見積書」(ngeA09-006)といったように、高辻通室町西入の建築業・伊藤久次郎(大久)による見積りが複数取られている。そして、附資料である「建築日誌」2 冊や図面 3 枚が示すように、翌年から現在の主屋南棟の新築工事が開始された。

- 3) 丸山俊明(2010)「京都の町家の軒役と沽券状の消滅経緯」,日本建築学会計画系論文集 75 巻 657 号, 2687-2692。
- 4) 複数の個別町で形成される町組をまとめ、町奉行所の事務業務を代行した。
- 5) 公益財団法人祇園祭船鉾保存会所蔵。
- 6) 文化財指定時の担当者の調査によると、長江家の過去帳では、長江家以前の家屋敷の所有者を「地主先祖」として祀っていたことが伺えるという。
- 7) 那須明夫(2016)『橋弁慶町:帳箱の薙ぐ文書』,橋弁慶町。
- 8) 京都市市政史編纂委員会(2009)『京都市政史第 1 巻市政の形成』,京都市。
- 9) 前掲 8
- 10) 佐藤弘隆(2021)「近代京都における町文書を用いた町内景観の復原:京都市東山区「弓矢町文書」の性格と復原方法の検討」,アート・リサーチ 21 号, 19-30。

[注]

- 1) 「京都市指定有形文化財(建造物)台帳(市指建第 68 号)」
- 2) 日付が「天保四年辰十一月八日」と記されているが、他の沽券状との整合性をとると、「天明四年辰」の誤写であろう。